



議会事務局

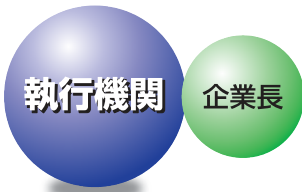
●本企業団に議会が置かれ、議員定数は15人とし、各市から選出される議員の数及び選任方法は、次のとおりである。なお任期は、各市それぞれの職に在職中となっている。

- 神戸市 8人 市会議員
 - 尼崎市 3人 市議会議員
 - 西宮市 2人 市議会議員
 - 芦屋市 1人 市議会議員
 - 宝塚市 1人 市議会議員
- (ただし、市会議員及び市議会議員については、市会及び各市議会において選挙する。)

議会には、議会事務局を設け、企業職員をもって、これに充てている。



●企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、企業団を組織する市の長で構成する運営協議会を置いている。また、運営協議会に管理者会が置かれている。



企業長



副企業長

●企業団に執行機関の長として議会で選挙された企業長が置かれている。任期は4年とし、特別地方公共団体の長として企業団を統括し、代表するものである。

- 企業長の補助機関として、副企業長及びその他の職員が置かれている。
- 副企業長は、議会の同意を得て企業長が選任し、その任期は4年である。
- その他の職員の定数は、条例で定め、企業長が任免する。



監査事務局

●企業団に監査委員2人を置き、企業長が議会の同意を得て選任し、その任期は2年である。監査委員の事務を補助させるため、監査事務局を設け、企業職員をもって、これに充てている。

